

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.0億円
3,450万円)



文部科学省

現状・課題

- 大学等に在籍する**障害のある学生数は約4.9万人***であり、**平成25年から令和4年の10年間で約4倍に増加**。
- さらに、**令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、私立を含む全ての大学等で障害者への合理的配慮の提供が義務化**される。
- 一方、障害学生支援の**専門部署を置いている大学等は全体の26.1%***、**専任の担当者を配置している大学等は22.7%***であり、各大学等で障害学生支援を適切に実施するには、**体制整備や支援人材の育成等を一層推進することが必要**。
- また、**紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関を設置している大学等は52.3%***であり**障害のある学生からの相談対応や調整機能の更なる強化も必要**。

「障害者基本計画(第5次)」(令和5年3月閣議決定)

- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進
- 障害学生支援についての理解促進・普及啓発を行うための情報提供・教職員向け研修等の充実

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月閣議決定)

第2章4. 包摂社会の実現(共生・共助社会づくり)

- 障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援…(略)…の促進等を図る。

「障害のある学生の修学に関する検討会」(令和5年4月・高等教育局長決定)

- ① 紛争解決を含めた相談機能の拡充
 - ② 専門的知識を有する人材育成のための研修機能の拡充
 - ③ 地域・企業・社会資源等との連携の更なる推進
- **大学等間の格差の是正、各地域の大学等のネットワーク参画を担保するため拠点数拡充が必要**

★ これらの課題を解決するには、**各大学等が単独で取り組むだけでは限界**。特に、令和6年4月より合理的配慮の提供が義務化される**中・小規模の私立大学等の単独での対応は困難**。

→ **先進的な取組や知見を持つ大学等が中心**となり、**国公私立大学や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成**することによって、専門的知識の涵養及び人材の育成等を図り、**高等教育機関全体における障害学生支援体制を一層充実**させる。

事業内容

事業実施期間

令和6年度～令和10年度(5年間・予定)

件数・単価

4拠点×2,500万円

交付先

拠点大学(4拠点)

① 障害学生支援ネットワークの形成支援・連携

大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、**地域ごとの障害学生支援ネットワークの形成支援**や日本学生支援機構を含む**既存の障害学生支援ネットワークとの連携**等を実施。

② 専門的知識を有する障害学生支援人材の育成・教職員の理解啓発に向けた研修の実施

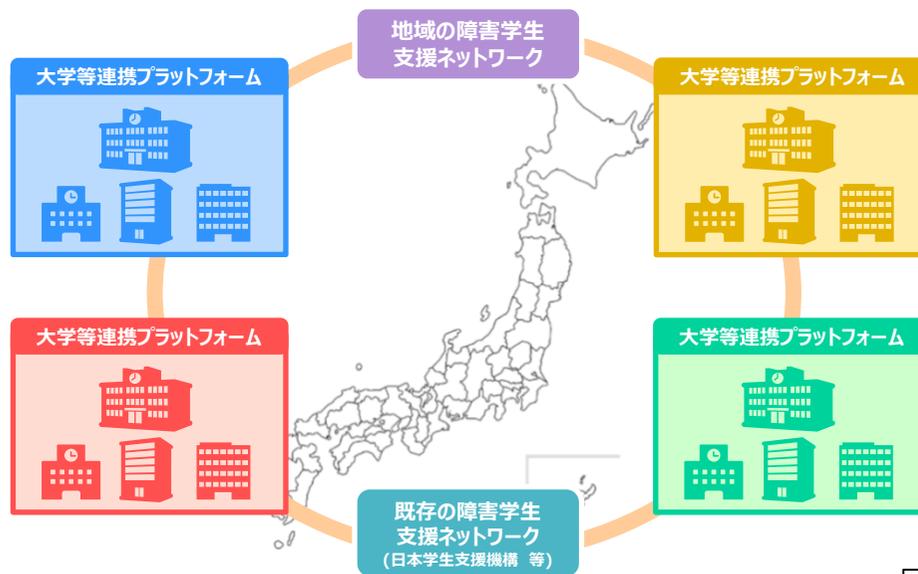
拠点となる先進的な大学等を中心に、プラットフォーム参加大学等に向け、「障害の社会モデル」「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の提供」等の基本的な考え方に関する理解啓発から高度な専門的プログラムまで、障害学生支援に関する研修を実施し、**中・小規模の私立大学等も含めた高等教育機関全体における体制整備の促進や、専門的知識を有する障害学生支援人材を育成**。

③ 大学等や学生等からの相談への対応及び大学等に対する支援機器の貸出

大学等からの支援体制の整備や支援方法、合理的配慮の考え方等についての相談、学生等からの相談、紛争の防止・解決に向けた相談に対して、**専門的な助言や提案を行う**。加えて、**大学等に対する支援機器の貸出**を含めた支援を実施する。

④ 規模や体制に関わらず全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信

各大学等で取組が進んでいないもの(就職支援・ガイダンスでの周知等)や、合理的配慮の提供事例、紛争解決事例、学生への「心のバリアフリー」を促進するため学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等について、**好事例を収集し、全ての大学等が参照出来るデータベースを構築**。さらに、低年次の障害学生に向けた卒業進路への意識付や、中・小規模大学等における体制整備等の**ロールモデルの事例を収集し、各大学等へ発信**。



アウトプット(活動目標)

- ◆ プラットフォームの形成(拠点校採択校数)

R3-R5	R6
2校	4校

短期アウトカム(成果目標)

- ◆ プラットフォームにおける大学等からの相談対応の拡充
【相談件数】R4: 224件 → **R6~R7: 500件(目標値)**
- ◆ 事業参加大学等の増加
【参加校数】R4: 92校 → **R6~R7: 160校(目標値)**

中期アウトカム(成果目標)

- ◆ 大学間連携を含む関係機関との連携実施校数増加
R4: 48.8%※ → **R8~R9: 90%(目標値)**
- ◆ 障害学生支援の専門部署・機関設置校数増加
R4: 26.1%※ → **R8~R9: 50%(目標値)**

長期アウトカム(成果目標)

- ◆ 障害のある学生の**就職者数の増加**
 - ◆ 障害者基本計画**各成果目標の達成**
- **共生社会の実現**

※出典：(独)日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(令和4年度)」

背景

- 大学等における障害学生の在籍者数は令和4年度で4.9万人と10年間で約4倍に増加しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれる。特に、精神障害、発達障害といった目に見えない障害のある学生の在籍者数の増加が顕著であり、求められる支援も多様化している。
- こうした中、改正障害者差別解消法の施行により令和6年4月より私立大学を含む全ての大学等において合理的配慮の提供が法的義務になることとなった。
- 障害学生数の増加に加え、我が国における高等教育機関の大多数を占める私立大学等において合理的配慮の提供が義務化されることによって、適切な支援体制の構築が求められることとなる対象が急激に拡大することとなる。
- 特に、中・小規模の私立大学等をはじめ、障害学生支援についての経験や知見がない大学等においては、障害学生支援に関する専門的知識やノウハウを有する人材が不足しており、障害学生支援に関する大学間格差がより顕在化しているが、各大学等が単独で取り組むだけでは限界。
- また、「障害者基本計画(第5次)」や「教育振興基本計画」において、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進等が明記されているなど、政府としても障害学生支援を一層推進する方針が打ち出されている。

これまでの取組

- こうした状況等を踏まえ、文部科学省では令和2年度より、「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」を立ち上げ、先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が中心となり、各大学等が参画できるプラットフォームを形成し、組織的なアプローチによって高等教育機関全体の障害学生支援を促進する取組を行ってきた。

→「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」(令和2年度※単年度、令和3~5年度※継続)【採択校】 東京大学、京都大学

検討会での指摘

- 本検討会においても高等教育における障害学生支援に関する大学等連携プラットフォームの重要性が改めて指摘されるとともに、以下の観点からプラットフォームの機能拡充の必要性が指摘
 - ① 専門的知識を有する人材育成のための研修機能の充実
 - ② 紛争解決を含めた相談機能の充実
 - ③ 高大接続や社会移行（キャリア支援）を含めた地域・企業・社会資源等との連携の更なる推進
 - ④ 中小規模の大学等をはじめ、大学等間における障害学生支援の取組の格差是正
 - ⑤ 各地域の大学等のネットワーク参画を担保するため拠点数拡充

➡ 背景および検討会での指摘を踏まえ、先進的な大学等を中心とした大学間連携プラットフォームによる障害学生支援の枠組みを令和6年度以降も継続的かつ発展的に実施していく必要がある。

具体的な事業概要

- 障害学生支援に関する先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、
 - ① 大学等の連携に加え、各地域の行政機関や労働・福祉機関、民間企業等を含め社会資源を含めた地域ごとのネットワークの形成を支援するほか、JASSOやAHEAD JAPAN等の既存の機関・障害学生支援ネットワークとの連携を促進。
 - ② プラットフォーム参加大学等に向け、障害学生支援に関する基本的な考え方の理解啓発から高度な専門的プログラムまで、障害学生支援に関する研修を実施し、中・小規模の私立大学等も含めた高等教育機関全体における体制整備の促進や、専門的知識を有する障害学生支援人材を育成。
 - ③ 支援体制の整備や支援方法、合理的配慮の考え方等について、大学等において障害学生支援を行う担当者が直接相談できる窓口を設置し、効果的な支援や紛争防止・解決に向けた具体策の提示など専門的な助言や提案を行う。加えて、大学等に対する支援機器の貸出を含めた支援を実施。
 - ④ 就職支援・ガイダンスでの周知等、各大学等で取組が進んでいないものや、合理的配慮の提供事例、紛争解決事例、「ピア・サポート」の効果的な実施方法等について、好事例を収集し、全ての大学等が参照出来るデータベースを構築。さらに、低年次の障害学生に向けた卒後進路への意識付けや、中・小規模大学等における体制整備等のロールモデルの事例を収集し、各大学等へ発信。